令和７年４月より

資料７－１

豊島区からの郵送物に点字シールを貼付します



豊島区では、視覚障害のある方の「情報の保障」に関する取り組みとして、本区から発送する封筒に「発送元」や「問い合わせ先」が分かるよう、希望する方に対して、点字シールを貼付して発送します。

点字シールの貼付を希望される場合のお手続き

1　対象者

豊島区内に在住する方で、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方のうち、点字シールの貼付を希望された方

2　申請方法

A　新規に登録する場合　＜（1）　（2）のいずれか＞

（1）　「通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書」を障害福祉課へ提出

（2）ホームページから電子申請　QR

B　登録を解除する場合・登録内容を変更する場合　＜（1）　（2）のいずれか＞

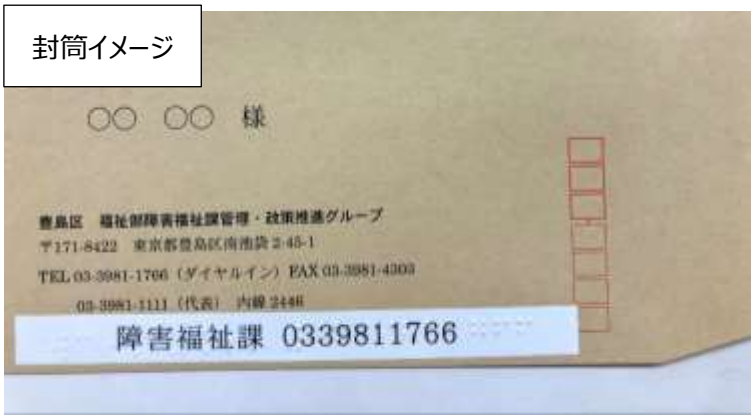
（1）　「通知の送付に係る点字による情報提供登録事項（変更・取消）届出書」を障害福祉課へ提出

（2）ホームページから電子申請　QR

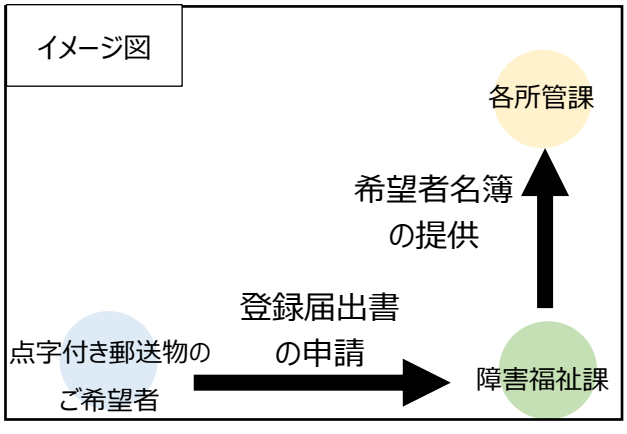
※対応可能な郵送物は裏面に記載しています。

※一覧に記載がない通知であっても、個別に対応させていただく場合があります。

封筒イメージ



イメージ図



○点字シール付き郵送物は令和７年４月１日（火）からの発送を予定しています。

◆お問い合わせ先　豊島区福祉部障害福祉課管理・政策推進グループ
電話:03-3981-1766　FAX:03-3981-4303
メール:A0015600@city.toshima.lg.jp

QR

対応可能な通知一覧（令和６年７月時点）

＜障害福祉課＞

・障害支援区分認定通知書

・介護給付費等に関する通知

・障害福祉サービス受給者証

・介護給付費等利用者負担減免免除等決定（変更）通知書

・サービス利用計画作成対象障害者等認定通知書

・サービス利用計画作成対象障害者等認定取消通知書

・療養介護医療費支給決定（変更）通知書

・療養介護医療受給者証

・障害支援区分認定更新のお知らせ

・障害福祉サービス等支給申請書

・障害福祉サービス等利用者負担額減額免除申請書

・利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書

・補装具費支給決定（却下廃止）通知書

・障害者（児）日常生活用具給付決定（却下廃止）通知書

・計画相談支援給付費支給（変更）通知書

＜生活福祉課・西部生活福祉課＞

・保護決定（変更）通知書

＜介護保険課＞

・介護保険料納入決定通知書

・介護保険負担割合証

・高額介護（予防）サービス費支給決定通知書

＜福祉総務課＞

・災害時要援護者名簿関係書類

＜生活衛生課＞

・狂犬病予防注射済票交付申請書

＜保健予防課＞

・新型コロナウイルス・インフルエンザワクチン定期予防接種予診票（成人のみ）

＜税務課＞

・特別区民税・都民税申告書等

・特別区民税・都民税、森林環境税納税通知書等

・軽自動車税（種別割）の税額通知書、督促状、催告書

＜国民健康保険課＞

・国民健康保険料決定変更通知書(当初・月次)

・医療費通知

・高額療養費に関する通知

＜高齢者医療年金課＞

・後期高齢者医療保険料に関する通知

・後期高齢者医療被保険者証に関する通知

＜地域保健課＞

・各種検診の受診券

・各種健康診査の受診券

＜健康推進課＞

・各種健診のお知らせ

・豊島区のこども歯科健診

・乳幼児の定期健康診査のお知らせ

・相談支援のご案内（妊娠８か月アンケート）

・ゆりかご面接の勧奨通知

・自立支援医療(精神通院)受給者証

＜長崎健康相談所＞

・ゆりかご面接の勧奨通知

＜子育て支援課＞

・児童手当、児童扶養手当、児童育成手当に関する通知

・マル乳・マル子・マル青・マル親医療証

＜放課後対策課＞

・学童クラブ利用決定通知書

＜教育センター＞

・就学相談に関する書類

QR

（注）対象郵送物の一部を記載しています。詳細はホームページをご確認ください。